

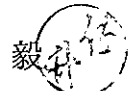
控 訴 状

平成18年3月13日

東京高等裁判所民事部 御中

控訴人指定代理人

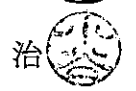
佐 竹



池 下



小 谷 淳



高 林 正



松 島



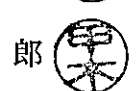
上 月 豊



相 沢 英



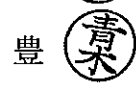
甲 木 浩 太 郎



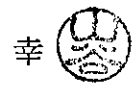
眞 山 義



青 木 豊



山 谷 裕



丸 勢 律



〒100-8919 東京都千代田区霞が関二丁目2番1号

控訴人（第一審被告）

外務大臣 麻生太郎

上記控訴人指定代理人

〒100-8977 東京都千代田区霞が関一丁目1番1号

法務省大臣官房行政訟務課

課 付 佐 竹 毅

〒102-8225 東京都千代田区九段南一丁目1番15号

九段第2合同庁舎

東京法務局訟務部（送達場所）松島あて

（電話 03-5213-1298）

（FAX 03-3515-7307）

副 部 長 池 下 朗

部 付 小 谷 敦 治

訟 務 官 高 林 正 浩

法 務 事 務 官 松 島 晋

〒100-8919 東京都千代田区霞が関二丁目2番1号

外務省大臣官房会計課

課 長 上 月 豊 久

審 査 室 長 相 沢 英 明

外 務 事 務 官 甲 木 浩 太 郎

外 務 事 務 官 眞 山 義 典

外務省大臣官房総務課情報公開室

室 長 青 木 豊

首 席 山 谷 裕 幸

外務事務官 丸 勢 律 子

〒160-0008 東京都新宿区三栄町10番1号橋爪ビル2階

被控訴人（第一審原告）

特定非営利活動法人情報公開市民センター

代表者 理事 高 橋 利 明

行政文書不開示処分取消控訴事件

訴訟物の価額

金 ~~4万3千500~~ 万円

ちょう用印紙額

金 ~~4万3千500~~ 円

上記当事者間の東京地方裁判所平成13年（行ウ）第150号行政文書不開示処分取消請求事件につき、平成18年2月28日判決の言渡しがあり、控訴人は、同日判決正本の送達を受けたが、同判決のうち、控訴人敗訴部分についてはすべて不服であるから控訴を提起する。

第1 原判決の表示

- 1 被告が、原告に対し、平成13年6月1日付けでした、外務省大臣官房において平成12年2月及び3月に支出された「報償費」に関する支出証拠、計算証明に関する計算書等支出が分かる書類（ただし、別表1記載の通番18, 36, 221, 255, 397, 521, 538, 614, 637, 716, 879, 887, 987, 1028の各文書については、同各文書に記載された「文書作成者名」、「決裁者名」及び「取扱者名」のうち平成16年4月20日付け変更決定で不開示とされた部分を除き、別表1記載の通番458の文書については、同表「書面名」欄において「決裁書」とされる書面に記載された「支払予定額」の部分に限る。）についての不開示決定（ただし、同変更決定により一部開示された後のもの）を取り消す。
- 2 被告が、原告に対し、平成13年6月1日付けでした、外務省在外公館である在米日本国大使館において平成12年2月及び3月に支出された「報償費」に関する支出証拠、計算証明に関する計算書等一切（ただし、別表1記載の通番212, 452, 770, 911の各文書については、同表「書面名」欄において「決裁書」とされる書面に記載された「支払予定額」の部分に限る。）についての不開示決定（ただし、平成16年4月20日付け変更決定により一部開示された後のもの）を取り消す。
- 3 被告が、原告に対し、平成13年6月1日付けでした、外務省在外公館である在仏日本国大使館において平成12年2月及び3月に支出された「報償費」に関する支出証拠、計算証明に関する計算書等一切（ただし、別表1記載の通番177, 225, 332, 387, 480, 499, 661, 719, 75

- 0, 766, 850, 940, 961, 1003, 1019の各文書については、同各文書に記載された「文書作成者名」、「決裁者名」及び「取扱者名」のうち平成16年4月20日付け変更決定で不開示とされた部分を、別表1記載の通番48, 731, 734の各文書については、同変更決定で不開示とされた部分全部を、それぞれ除く。)についての不開示決定(ただし、同変更決定により一部開示された後のもの)を取り消す。
- 4 被告が、原告に対し、平成13年6月1日付けでした、外務省在外公館である在中国日本国大使館において平成12年2月及び3月に支出された「報償費」に関する支出証拠、計算証明に関する計算書等一切(ただし、別表1記載の通番297, 345, 394, 653, 831の各文書については、同各文書に記載された「文書作成者名」、「決裁者名」及び「取扱者名」のうち平成16年4月20日付け変更決定で不開示とされた部分を、別表1記載の通番195, 232, 451の各文書については、同変更決定で不開示とされた部分全部を、それぞれ除く。)についての不開示決定(ただし、同変更決定により一部開示された後のもの)を取り消す。
- 5 被告が、原告に対し、平成13年6月1日付けでした、外務省在外公館である在フィリピン日本国大使館において平成12年2月及び3月に支出された「報償費」に関する支出証拠、計算証明に関する計算書等一切(ただし、別表1記載の通番187, 275, 810, 815, 822, 906の各文書については、同各文書に記載された「文書作成者名」、「決裁者名」及び「取扱者名」のうち平成16年4月20日付け変更決定で不開示とされた部分を除き、別表1記載の通番209の文書については、同表「書面名」欄において「決裁書」とされる書面に記載された「支払予定額」の部分に限る。)についての不開示決定(ただし、同変更決定により一部開示された後のもの)を取り消す。
- 6 原告のその余の請求をいずれも棄却する。
- 7 訴訟費用は、これを20分し、その1を原告の負担とし、その余を被告の負

担とする。

第2 控訴の趣旨

- 1 原判決中，控訴人敗訴部分を取り消す。
- 2 被控訴人の請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用は，第一審，第二審とも被控訴人の負担とする。

第3 控訴の理由

おって，準備書面をもって明らかにする。

附 属 書 類

- | | |
|-----------|----|
| 1 控訴状副本 | 1通 |
| 2 指 定 書 | 3通 |
| 3 登記事項証明書 | 1通 |